(別紙6:老人クラブ標準会則のひな形)

会則の例示

この会則の例示は、あくまでも一例としてお示しするものです。老人クラブは任意団体ですので、それぞれのクラブの会則は、会員相互の話合いで、クラブごとに会の実情に合わせ策定してください。

〇〇〇老人クラブ 会 則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、○○○○という。

(構成)

第2条 本会は、第6条に掲げる会員をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、○○○におく。

(目的)

- 第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、"健康・友愛・奉仕"を基本に、「生活を豊かにする楽しい活動」「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と、高齢者の健康福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。 (活動)
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
 - (1) 高齢期をともに生きる仲間づくり活動
 - (2) 心とからだの健康づくり活動
 - (3) 相互を支え合う友愛活動
 - (4) 地域社会に貢献する奉仕・ボランテイア活動
 - (5) すべての実践の基礎となる学習活動
 - (6) その他目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員の要件)

第6条 会員は○○○地区に居住する概ね60歳以上の者とする。

(加入)

第7条 本会への加入を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

(休会・退会)

第8条 休会または退会を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員の構成・定数)

- 第9条 本会に次の役員をおく。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名

(役員の選任方法)

第 10 条 役員は総会において選任する。ただし、副会長 1 名は 女性部長をもってあてる。

(役員の職務)

- 第11条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、この会と会員との連絡及び諸事業の推進に当たる。
- 4 会計は、この会の会計を処理する。
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。 (役員の任期・補充)
- 第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第13条 本会の会議は、次のとおりとする。
 - (1) 総 会
 - (2) 役員会

(会議の構成)

- 第14条 総会は、全会員をもって構成する。
- 2 役員会は、会長・副会長・幹事・会計をもって構成する。

(会議の機能)

- 第15条 総会は、次の事項について決定する。
 - (1) 年度活動計画に関する事項
 - (2) 年度予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の変更に関する事項
 - (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - (5) その他会長が附議した事項

(会議の開催)

- 第16条 総会は年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。
- 2 役員会は、必要により随時開催する。

(会議の招集)

第17条 会議の招集は、会長が行う。

(会議の議長)

- 第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中からこれを選出する。
- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第19条 会議の議事は、出席者の賛成多数で決する。

(総会の議事録)

- 第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会員数及び出席会員数
 - (3) 議事の内容及び結果

第5章 女性部

(女性部の設置)

- 第21条 本会の活動を円滑に進めるため、女性部会を設置する。
- 2 女性部に、部長及び副部長を置く。
- 3 部長及び副部長の選任及び任期については、役員の規定を準用する。

第6章 会計

(経費の構成)

- 第22条 本会の活動に関わる経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもってあてる。
 - 2 会費の額は、総会において決定する。

(会計年度)

第23条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

この会則は、 年 月 日から施行する。